

関係就労継続支援事業所
関係就労移行支援事業所
関係特定相談支援事業所 各位

山口市長 伊藤 和貴
(公印省略)

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における在宅支援の
要件遵守の徹底について

平素より本市の障がい福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきましては、これまでも国による通知やQ&Aにより要件や考え方が示されているところですが、令和8年4月14日付通知により、指定権者及び支給決定権者、事業所に対して、改めて適切な対応を求められたところです。

当該通知において、在宅支援については「支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要」であり、事業所には「事前の本人の同意やアセスメントの徹底」が求められています。

現在本市では「山口市障害福祉サービス支給決定基準」において、『就労選択支援事業実施に係るアセスメント結果報告書』等を踏まえ、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると判断した場合」に在宅支援の支給を決定することとしています。

しかしながら、当該報告書では在宅支援の支給決定に必要な事項を十分把握できないことから、このたび別紙様式のとおり、「在宅利用理由書（以下「理由書」という。）」及び「在宅利用に関する届出書（以下「届出書」という）」の様式を作成しました。

これに伴い令和8年10月から、在宅支援に関する支給決定について下記のとおり取り扱うことといたしますので、皆様において御対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 令和8年10月1日以降、在宅支援を希望する利用者については、サービス利用計画案と合わせて、理由書及び届出書を提出してください。
- 2 既に在宅支援を行っている利用者については、本通知到達日以降最初に提出する障害福祉サービス支給申請書に合わせて、理由書及び届出書を提出してください。
- 3 「就労選択支援事業実施に係る就労アセスメント報告書」に、在宅支援の効果と必要性が明記されている場合、理由書の提出は不要です。

- 4 在宅でのサービス利用が適当であると市が判断した利用者の受給者証には、障害福祉サービス受給者証にその旨を記載することとします。

そのため、市が令和8年10月1日以降に発行する「障害福祉サービス受給者証」に、在宅利用が適当である旨の記載がない場合、利用者に対する在宅での就労移行支援、就労継続支援サービスの提供を認めませんので、御注意ください。

- 5 サービスの提供を開始した後必要に応じて、助言又は進捗状況の確認状況が分かる日報や、サービス利用者に対する評価の実施状況に関する資料の提出を求めることがありますので、サービス提供事業者におかれましては、必要な資料を作成の上、適切に保管しておいてください。

山口市健康福祉部障がい福祉課給付担当
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL/FAX 083-934-2961 / 083-934-4142
E-mail syougai@city.yamaguchi.lg.jp